

## 化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書（平成25年3月）（抄）

## 2 検討事項

本分科会において具体的に検討した事項は以下のとおりである。

(1) ～ (3) (略)

(4) 検討事項4

理美容の業務による接触皮膚炎について、別表第1の2に追加すべきものがあるか否かの検討。

## 3 検討対象物質の選定

本分科会において検討を行った対象物質は、別添1のとおりである。

また、検討事項1及び4については、以下の考え方により、対象物質の選定を行った。

(1) (略)

(2) 検討事項4について

理美容の業務による接触皮膚炎については、21年報告書において「独立行政法人労働者健康福祉機構が実施した接触皮膚炎に関する調査研究において成分パッチテストを行ったところ、シャンプー液等に含まれる一部の化学物質について陽性反応が認められるという結果が得られている。したがって、この件については速やかに結論を得る必要がある一方、同機構が実施したパッチテストには交差反応の問題もあり、なお詳細に分析・検討すべき課題があるものと考えられる。」とされていたものである。

この報告を踏まえ、本分科会において、独立行政法人労働者健康福祉機構による「『職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診療法の研究・開発・普及』研究報告書」（以下「研究報告書」という。）に掲げられた成分パッチテスト成績を確認し、シャンプー液等に含まれる物質で陽性率が10%以上（理美容師計）の物質から対象物質を選定することとした上で、既に大臣告示に規定されている1物質（パラフェニレンジアミン）、検討事項1で検討対象となった1物質（ペルオキシ二硫酸アンモニウム）、パラフェニレンジアミンに交差反応を示す物質で実際のシャンプー液等には含まれていない2物質（パラアミノアゾベンゼン、赤色2号）を除いた2物質（システアミン塩酸塩、ココミドプロピルベタイン）を検討対象物質とした。

## 5 検討結果

(1) ～ (3) (略)

(4) 検討事項4

シャンプー液等に含まれる物質で、研究報告書に掲げられた成分パッチテスト成績において最も高い陽性率を示したパラフェニレンジアミンについては、既に大臣告示に規定されている。

シャンプー液等に含まれる他の物質で、当該パッチテスト成績において比較的高い陽性率を示すものとして今般検討対象とした2物質については、以下に取りまとめたとおり、別表第1の2に追加する必要はないとの結論を得た。

なお、検討を行うに当たって、参考とした文献を別添5に示す。

#### ア システアミン塩酸塩（CHC）

国内にはCHCによるアレルギー性接触皮膚炎の報告はない。また、海外でも2症例が報告されているだけであるため、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられる。

#### イ コカミドプロピルベタイン（CAPB）

シャンプー成分の界面活性剤CAPBによるアレルギー性接触皮膚炎が報告されている。我が国では5例報告されており、海外でも同様の症例報告がある。理・美容師を対象としたパッチテストにおいて、CAPBは高い陽性率を示しているが、シャンプーのパッチテスト陽性率では、CAPBを含有していないものの方が含有しているものよりも高く、CAPB以外のアレルゲンとなり得る成分の可能性が指摘されていることから、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられるが、CAPBはアレルゲンとして注目すべき物質ではあり、引き続き、シャンプーに含有される他のアレルゲンも含めた情報収集が必要である。